

**平成 31 年度**  
**革新的自殺研究推進プログラム 委託研究**  
**公 募 要 領**

平成 31 年 3 月  
自殺総合対策推進センター



# 目次

I. はじめに	1
1. 革新的自殺研究推進プログラムの概要	1
2. プログラムの運営体制	2
3. 委託研究課題の実施体制	2
II. 応募に関する諸条件	3
1. 本プログラムの応募資格者	3
2. 応募に当たっての留意事項	3
III. 公募・審査の実施方法	4
1. 平成 31 年度革新的自殺研究推進プログラム 委託研究公募課題	4
2. 委託研究費と委託研究契約期間	4
3. 応募書類の提出	4
4. 応募書類の審査	5
IV. 委託研究公募申請書の作成	8
1. 研究公募申請書の様式及び作成上の注意	8
2. 委託研究費の費目別内訳	8
3. 委託研究公募申請書等に含まれる情報の取扱い	9
V. 委託研究契約の締結等	10
1. 委託研究契約の締結	10
2. 委託研究費の支払い及び額の確定等	10
VI. 委託研究課題の管理と評価	11
1. 委託研究課題の管理と報告	11
2. 委託研究課題の評価	11
3. 研究成果等に関する報告の方法	11
4. 成果報告会等での発表	12
5. 留意事項等	12
VII. 委託研究の実施にあたって	13
1. 委託研究機関等の責務	13
2. 研究者等の責務	14
3. 研究倫理に関する教育プログラムの履修	14
4. 利益相反の管理	15
5. 不正行為・不正使用・不正受給への対応	15
6. 採択後委託研究契約締結までの留意点	18
VIII. 取得物品の取扱い	21
1. 所有権	21
2. 委託研究期間終了後の取得物品の取扱い	21
IX. 照会先	22

# I. はじめに

本公募要領は、自殺総合対策推進センター（以下「JSSC」という。）が実施する革新的自殺研究推進プログラムの目的、委託研究公募課題、公募手続き等について説明します。

## 1. 革新的自殺研究推進プログラムの概要

### (1) 日本の自殺対策

日本の自殺者は、平成10年に年間3万人を超え、その後も極めて高い水準で推移しましたが、平成18年に自殺対策基本法が成立し、平成19年に政府において策定された自殺総合対策大綱に基づき関係府省の対策や地域自殺対策強化交付金による地域関係者の取組などが進められたことによって、自殺者数は平成10年の急増前の水準まで減少するなど着実な成果を挙げてきました。しかし、自殺対策基本法施行後10年以上が経過したにも関わらず、日本の自殺死亡率は先進国の中では依然として高く、課題も多く残されています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。自殺対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の関係者が連携して、生きることの包括的な支援として展開されてきており、これを一層強力に推進することが求められています。

自殺対策基本法は、平成28年4月に議員立法により改正されました。改正基本法の理念と趣旨に基づき大綱の見直しが行われ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が平成29年7月に閣議決定されました。この新たな大綱では、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、多くは防ぐことのできる社会的な問題であるとし、いまだ非常事態が続いていると指摘されています。こうした基本認識のもとで新大綱は、地域レベルの実践的な取組の更なる推進、子ども・若者の自殺対策の更なる推進、先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を低下させることなどを掲げています。

### (2) 革新的自殺研究推進プログラムの研究事業の意義

革新的自殺研究推進プログラム（以下「プログラム」という。）は、新たな自殺総合対策大綱の「重点施策 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等の推進」の中に明記された研究事業であり、厚生労働省と JSSC が平成29年度に創設した、官民横断型の自殺対策に関する総合的な研究プログラムです。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指した諸施策を実現するため、科学的根拠（エビデンス）に基づいた政策立案及び社会還元に資する研究を推進します。

本プログラムは、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することを鑑み、保健医療のみならず他部門との連携の在り方を含めた学術的基盤を、学際的・国際的観点から強化し、国際的動向を注視しつつ、日本の政策及び社会へ還元することを視野に、3つの領域（領域1：自殺対策に関するエビデンスの確立、領域2：地方自治体の支援ツールの改善、領域3：新たな政策領域の開拓）を中心に進めます。

### (3) プログラム全体の目標

本プログラムは、自殺総合対策大綱に示された「社会における『生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）』を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことによって、社会全体の自殺リスクを低下させる」ことを目指しています。誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するための諸施策に反映させる学術的・政策的エビデンスを収集・集積し、分析するとともに、政策提言及び社会に還元することを目標としています。

## 2. プログラムの運営体制

### (1) ガバニングボード（以下「GB」という。）

GB は、プログラムの着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う研究課題と研究費の配分、研究代表者の選定、研究の進捗把握や成果の評価等を行います。GB は、JSSC センター長が任命する有識者等の委員で構成され、委員の中から互選により議長が選出されます。

### (2) プログラムディレクター（以下「PD」という。）

PD は、担当する領域の各研究課題の進捗状況を把握し、各研究者が研究完遂に至るよう助言等を行います。PD は公募により選出され、GB の承認を経て、GB 議長によって任命されます。議長は委員の中から互選により選出されます。

### (3) 研究課題推進委員会

研究課題推進委員会は、各研究課題が研究計画書に沿って進められ、目指す研究成果が得られるように設置されたものです。PD、外部有識者、厚生労働省の担当者によって構成され、議長は PD の議長が務めます。委員会では、各研究課題の進捗状況等の報告、研究の方向性等に関する検討、指導・助言の取りまとめ等を行います。

### (4) 事務局

JSSC センター長のもと、JSSC に設置されます。

## 3. 委託研究課題の実施体制

### (1) 研究代表者

公募により採択された委託研究課題を中心的に進める研究者等を指します。学術研究に携わる研究者のほか、自殺対策の支援等に携わる民間の専門家などが含まれます（詳細は、「Ⅱ. 1. 本プログラムの応募資格者」をご参照ください）。自殺総合対策に関わる専門家相互の議論を深め、各研究課題担当者の連携及び意見交換等を行うために、研究代表者会議が開催されます。

### (2) 研究代表機関

研究代表者が所属し、JSSC と委託研究契約を直接締結する研究機関をいいます。

### (3) 研究分担者

研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する者をいいます。

### (4) 研究分担機関

研究分担者が所属する機関で、JSSC と委託研究契約を直接締結する、または代表機関と再委託研究契約を締結する「代表機関」以外の研究機関をいいます。

### (5) 研究協力者

研究代表者の研究計画の遂行に協力する者をいいます。

## II. 応募に関する諸条件

### 1. 本プログラムの応募資格者

本プログラムの応募資格者（採択後は研究代表者）は、以下（1）～（4）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る委託研究課題について、研究実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者とします。

- (1) 以下の（a）から（g）までに掲げる国内の研究機関等
  - (a) 国の施設等機関<sup>※1</sup>（研究代表者が教育職、研究職、医療職<sup>※2</sup>、福祉職<sup>※2</sup>、指定職<sup>※2</sup>または任期付研究員である場合に限る。）
  - (b) 地方公共団体の附属試験研究機関等
  - (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
  - (d) 民間企業の研究部門、研究所等
  - (e) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
  - (f) 自殺対策の実務支援を行っている民間団体、及び非営利特定法人（以下、「NPO 法人等」という。）
  - (g) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法
  - (h) その他 JSSC センター長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院または研究を行う機関に所属する者に限ります。

- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- (4) 本事業終了後も、引き続き研究を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

### 2. 応募に当たっての留意事項

- (1) 公募により採択された委託研究課題は、その実施に当たり、研究課題を実施する機関（研究代表機関）の長と JSSC センター長との間で委託研究契約を締結することを原則とします。
- (2) 研究代表者 1 人につき 1 課題を原則とします。

### Ⅲ. 公募・審査の実施方法

#### 1. 平成 31 年度革新的自殺研究推進プログラム 委託研究公募課題

平成 31 年度委託研究の公募課題は以下の 12 課題です。

平成 31 年度研究課題については、本プログラムにおける研究の採択を審査・審議する GB 会議において承認されています。

##### (1) 領域 1：自殺対策に関するエビデンスの確立（4 課題）

- 1-1 社会経済的要因の自殺対策におけるエビデンスに関する研究
- 1-2 がん患者の専門的・精神心理的なケアと支援方策に関する研究
- 1-3 国際的視野から見た勤務問題と自殺対策に関する研究
- 1-4 社会全体の自殺リスクを低下させるためのエビデンスに関する社会疫学的研究

##### (2) 領域 2：地方自治体の支援ツールの改善（4 課題）

- 2-1 大学等と連携した地域自殺対策推進のための人材養成に関する研究
- 2-2 公的マイクロデータを活用した地域自殺対策支援モデルの開発に関する研究
- 2-3 地域の自殺未遂者等支援のための保健医療福祉サービスの充実に関する研究
- 2-4 ICT を活用した地域自殺対策の強化に関する研究

##### (3) 領域 3：新たな政策領域の開拓（4 課題）

- 3-1 社会参加の推進と多世代間交流による自殺対策の強化に関する研究
- 3-2 死因究明制度との連動における自殺の実態解明に関する研究
- 3-3 インターネット・SNS 等の仮想空間における若者の援助希求に関する研究
- 3-4 子どもの貧困対策の推進と自殺対策に関する研究

#### 2. 委託研究費と委託研究契約期間

##### (1) 委託研究費（直接経費）

1 課題あたり 上限 3,000 千円

※間接経費は、原則として委託研究費（直接経費）の 30%とします。

##### (2) 委託研究契約期間

契約締結後～翌年 3 月 31 日までの単年度

#### 3. 応募書類の提出

##### (1) 応募書類の入手方法

応募に必要な書類「委託研究公募申請書（研究計画書）」の様式は、本プログラムのウェブサイト (<http://irpsc-jssc.jp/research2019.php>) からダウンロードしてください。

記載についての詳細は「Ⅳ. 委託研究公募申請書の作成」をご参照ください。なお、研究課題が採択された後、内容等に特段の変更がなければ、委託研究公募申請書がそのまま「研究計画書」となります。

## (2) 応募書類の提出方法

必要事項を記入した委託研究公募申請書の原本は郵送、Word ファイルは E-mail にて、それぞれご提出ください。

※持参および受付期間後の提出、受付期間後の内容の差し替えには応じませんのでご注意ください。

## (3) 応募書類の受付期間

平成 31 年 3 月 29 日（金）～平成 31 年 4 月 19 日（金） 必着（郵送、E-mail とも）

## (4) 応募書類の提出先

### 《原本送付先》

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

自殺総合対策推進センター

革新的自殺研究推進プログラム事務局

※封筒の表に「委託研究公募申請書在中」と朱書きしてください。

### 《データ送付先》

革新的自殺研究推進プログラム事務局

irpsc★ncnp.go.jp （★を@に変えてください）

※件名に、「委託研究公募申請書提出」と記載してください。

## 4. 応募書類の審査

### (1) 審査等の日程

書面審査 5月中旬（予定）

採択可否の通知 5月下旬（予定）

委託研究契約の締結 8月頃（予定）

### (2) 審査方法

本プログラムにおける研究課題の採択にあたっては、実施の必要性、研究課題の目標や計画の妥当性を把握して、予算等の資源配分についての意思決定を公正に行うため、外部の有識者等で構成された GB が審査します。GB は、定められた審査項目について審査し、会議により審議します。審議結果に基づき、プログラム事務局が採択する研究課題と配分する研究費等について決定します。

- 1) 審査は、GB 会議において、非公開で行います。
- 2) GB は、提出された研究計画書類の内容について書類選考（書面審査）及び必要に応じて面接（ヒアリング）を行い、審議により審査結果を決定します。
- 3) 採択にあたっては、研究代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、委託研究費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の 1 つとなります。採択された委託研究課題の管理と評価については、「VI. 委託研究課題の管理と評価」をご参照ください。

- 4) 審査終了後、プログラム事務局は研究代表者に対して採択の可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- 5) GBには、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、審査にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにします。
- 6) 採択された委託研究課題の研究課題名、研究代表者名等は、後日、本プログラムのウェブサイトへ掲載する等により公開します。また、審査を実施するGBの氏名、所属等も公表します。
- 7) 公正で透明な審査を行う観点から、本プログラムの規定に基づき、GBに対して利益相反マネジメントを行っています。GBが下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてプログラム事務局に対し申告を求め、原則として当該課題の審査に携わらないものとします。ただし、審査の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、かつ、公正かつ適正な判断が損なわれないとGB議長が認めた場合には、審査に参加することがあります。
  - ① 被評価者が家族であるとき
  - ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等または同一の企業に所属している者であるとき
  - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
  - ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、または受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
  - ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
  - ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
  - ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- 8) 応募しようとする者および応募した者は、JSSC職員、GB、PDに対し、審査及び採択についての働きかけを行わないでください。

### (3) 審査項目と観点

委託研究課題の選定に当たっては、委託研究公募申請書記載の各項目について、以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した場合は、研究を遂行する上での分担機関の必要性和、分担機関における研究の遂行能力等も評価の対象となります。

- 1) プログラム目標との整合性
  - ・プログラム趣旨、目標等に合致しているか
- 2) 計画の妥当性
  - ・全体計画の内容と目的は明確であるか
  - ・年度計画は、具体的かつ実現可能か
- 3) 技術的意義及び優位性
  - ・これまでの実績は十分にあるか
  - ・独創性、新規性を有しているか
  - ・自殺総合対策の研究に関する国の方針に合致するものであるか
  - ・自殺総合対策の進展に資するものであるか



- ・社会的ニーズへ対応するものであるか
- 4) 実施体制
    - ・申請者を中心とした研究体制が適切に組織されているか
    - ・十分な連携体制が構築されているか
  - 5) 所要経費
    - ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
  - 6) プログラムで定める事項
    - ・「新たな自殺総合対策大綱」にとって重要性が高い研究であるか
    - ・研究内容が、日本の自殺総合対策において実用化を見据えたものであるか
    - ・研究成果が、日本の自殺総合対策の推進に役立つか
    - ・現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか
    - ・実証研究の場合は、疫学・統計学の専門家が関与しているか
  - 7) その他、総合的に勘案すべき事項
    - 1) ～7) 及び下記の事項を勘案して総合評価する
      - ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか

## IV. 委託研究公募申請書の作成

### 1. 研究公募申請書の様式及び作成上の注意

#### (1) 委託研究公募申請書類の様式と記載内容

応募にあたっては、委託研究公募申請書の指定様式を使用し、プログラム事務局へ提出してください。委託研究公募申請書における「概要」については簡潔に記載し、「詳細」については具体的な内容も含めて明確かつ分かりやすく記載してください。

なお、委託研究公募申請書に不備がある場合、受理しないことがあります。

#### (2) 委託研究公募申請書の作成要領

作成にあたっては、以下の要領に従ってください。

- 1) A4版、日本語で作成してください。
- 2) 先頭ページは、すべての内容が1枚に収まるように調整してください。
- 3) 2ページ以降については、行数を増やしてページ数が増えても差し支えありません。
- 4) 入力する文字のサイズは、原則として10.5ポイントを用いてください。
- 5) 郵便番号、電話番号、金額、人数等の数値は、原則として半角で入力してください。
- 6) ページ番号が、下中央に付与されていることを確認してください。
- 7) カラーも可としますが、白黒コピーした場合でも内容が理解できるように作成してください。

#### (3) 委託研究公募申請書作成上の注意

##### 1) 省令・倫理指針等の遵守

委託研究公募申請書の策定にあたっては、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は、VII. 委託研究の実施にあたって 1. 委託研究機関等の責務 (5) 法令・倫理指針等の遵守」をご参照ください。

##### 2) 委託研究課題の提案に対する機関の承認

委託研究公募申請書の提出にあたって、研究代表者は、代表機関（研究代表者が所属し、JSSCと直接委託契約を締結する研究機関）の長の承認を必ず受けてください。また、研究分担による申請をする場合には、研究を分担するすべての研究者がそれぞれの所属機関の長の承認を受けてください。

##### 3) 研究計画内容の調整

委託研究課題の採択にあたっては、予算の制約等の理由から、提案された計画に修正を求めることがあります。また、今後、採択された委託研究課題の実施にあたり、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合があります。あらかじめご了承ください。

##### 4) 対象外となる提案について

以下に示す提案は、本プログラムの対象外となります。

- ①単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- ②他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本プログラムの直接経費により賄うことを想定している提案

### 2. 委託研究費の費目別内訳

本プログラムの委託研究費は直接経費と間接経費に区分しており、直接経費は、①賃金・謝金、②旅

費、③消耗品費、④印刷製本費、⑤借料及び損料、⑥会議費、⑦通信運搬費、⑧雑役務費、⑨委託費の費目構成を設定しています。委託研究公募申請書様式の最終ページに記載箇所がありますので、上述の区分に応じて費目別に細目を記載し、小計ならびに総計を計上してください。

表1 委託研究費の費目別内訳

費目	分類	内容
直接経費	賃金・謝金	当該委託研究の実施に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に要する給与、賃金、賞与、社会保険料、各種手当等
	旅費	研究代表者・研究分担者・研究協力者に係る旅費、外部専門家等の招へい対象者に係る旅費
	消耗品費	各種事務用品、文房具、消耗機材、医薬品、試薬、動物及び飼料、書籍、新聞及び雑誌等（年間購読料を含む）、謝品（謝礼用クオカード等）、コンピュータソフト（バージョンアップを含む）並びに設備備品に必要な消耗部品等
	印刷製本費	印刷代、製本代、複写費等
	借料及び損料	会場借料、機器類等のリース料、研究実施場所借上費（ただし、研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る。）等
	会議費	会議開催時の弁当代、飲料水代等
	通信運搬費	通信費（郵便料、電話料等）、運搬費等
	雑役務費	学会参加費、振込手数料、解析・通訳・翻訳料等で軽微なもの（50万円未満）
	委託費	研究の一部を他の研究機関等に再委託するための経費、業務を他の機関に委託するための経費（50万円以上）等
間接経費	直接経費に対して一定比率（30%目安）で手当てされ、当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費	

※委託研究費の費目及び規定については、厚生労働科学研究費補助金取扱規定（平成10年4月9日厚生省告示第130号）第4条及び厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定）4項に準じます。

【参考】

厚生労働科学研究費補助金取扱規定（平成10年4月9日厚生省告示第130号）

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/toriatukai10/pdf/01.pdf>

厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定）

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/01\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/01_2.pdf)

### 3. 委託研究公募申請書等に含まれる情報の取扱い

委託研究公募申請書に記載された情報は、委託研究課題採択に係る審査のほか、委託研究契約に係る事務や研究支援のために利用されます。このほか、委託研究公募申請書の要約情報は、JSSCの事業運営に資する研究動向の分析にも利用されます。なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者に不必要な不利益が生じないように、委託研究公募申請書等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイトをご参照ください。

【参考】

行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 法制度の紹介（総務省）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html)

## V. 委託研究契約の締結等

### 1. 委託研究契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された委託研究課題は、委託研究締結先と JSSC センター長との間において、単年度の委託研究契約を締結することになります。

契約を締結するに当たって、審査や事前評価のために開催する GB 会議等での意見を踏まえ、目標や実施計画等の修正を求める場合があります。また、契約の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても契約しないことがあります。

委託研究契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直し又は中止を求めることがあります。また、PD等による研究進捗状況等の確認などをもとに、年度途中での研究計画の見直し等による契約の変更や研究の中止を求めることがあります。

#### (2) 契約に関する事務処理

「革新的自殺研究推進プログラムに係る委託研究費等事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」に従い、必要な事務処理を行ってください。なお、事務処理要領は、採択決定時期を目途に公開予定です。

### 2. 委託研究費の支払い及び額の確定等

#### (1) 委託研究費の支払い

支払額は、当該年度の直接経費ならびに間接経費の合計額とし、委託契約締結後、全額を一括して支払うこととします。ただし、公的な研究費の管理・運用実績が十分でない研究機関等については、JSSC が代理で管理・運用事務を行うことがあります。その場合、間接経費の支給はありません。

#### (2) 間接経費の証拠書類等の管理

間接経費に係る領収書等の証拠書類の管理等は、研究機関で責任を持って適正に行ってください。詳細は事務処理要領をご確認ください。

#### (3) 委託研究費の会計処理期間等

本プログラムの委託研究費で支出できる期間は、委託研究契約期間（委託研究契約締結後～翌年 3 月 31 日）になります。支出行為は必ず期間内に終わってください。委託研究費の翌年度への繰り越しはできません。

#### (4) 委託研究費の額の確定等について

当該年度の委託研究契約期間終了後、委託研究契約書に基づいて収支決算書や実績報告書等をご提出いただきます。この報告書にもとづいて、委託研究費の額の最終確定等が行われます。

ただし、実績報告書の中で研究に要する経費の不正使用又は当該委託研究として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部または全部の返還を求めることがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をいたしません（詳細は「VII. 研究の実施にあたって 5. 不正行為・不正使用・不正受給への対応」をご参照ください）。

## VI. 委託研究課題の管理と評価

### 1. 委託研究課題の管理と報告

採択された委託研究課題は、研究実施年度中及び年度終了後に、下記の3(2)に示す報告書類の提出が求められます。

委託研究課題の進捗管理に当たっては、研究一次報告や研究中間報告等の提出のほか、研究代表者会議への参加、国際自殺対策フォーラムや自殺対策推進レール等における発表等の場を設ける予定です。なお、研究の進捗状況によって、計画の見直しや課題の中止（早期終了）等を求めることがあります。

### 2. 委託研究課題の評価

委託研究課題の評価は、GBが行います。GBは、事前評価（採択される研究課題の選定等）、中間評価（適切な予算配分や計画の見直し、中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等）、事後評価（今後の展開及び研究成果の充実に向けた指導・助言等）、追跡評価（研究成果の発展状況等を把握し、今後の事業立案の検討、評価方法の改善等）を行います。GBは、JSSC センター長から任命された有識者等の委員で構成されます。

また、各領域のPDが、担当する研究領域における各研究課題の進捗状況と研究内容を把握し、適宜、研究評価に対する助言を行います。PDは、各研究課題についてより詳細に把握する自殺総合対策研究の専門家です。GBが実施する研究課題の評価に際し、担当領域の各研究課題の進捗状況等に関する意見書を提出します。

なお、中間評価は研究課題に対して一律に実施するものではありません。調整費の配分対象となった研究課題等、特に必要と判断された場合は中間評価の対象となりますのでご留意ください。

### 3. 研究成果等に関する報告の方法

#### (1) 研究代表者会議

本プログラムでは、プログラム全体の整合性を図り、各研究課題がより高次の連携のもとで成果を発揮できるよう、研究代表者会議（各年度2回程度）を開催します。研究代表者会議では、各研究課題の研究代表者等が研究の計画や成果の報告等を行います。原則として、すべての研究課題について、研究代表者または研究分担者等が出席し、報告と議論等を行います。研究代表者会議は、自殺総合対策における研究者相互の意見交換や交流を活性化することも目的としています。

#### (2) 報告書類

##### 1) 研究一次報告書、研究中間報告書

各研究課題の進捗状況について報告いただくものです。それぞれ、11月及び1月頃の提出を予定しています。

##### 2) 研究概要報告書

各研究課題の成果の概要について、日本語ならびに英語で報告いただくものです。3月下旬の提出を予定しており、本プログラムのウェブサイト等に掲載して広く発信していきます。

##### 3) 研究成果報告書

各研究課題の成果について詳細に報告いただくもので、本プログラムの趣旨である自殺総合対策の

推進及び社会還元に資する内容を含めて記述することを推奨しています。4月下旬の提出を予定しており、提出された報告書は、本プログラムのウェブサイト及び冊子にまとめる予定です。

#### 4) 実績報告書

委託研究契約に基づいて、収支実績（委託研究契約日～翌年3月31日までの支出実績）等について報告いただくもので、利益相反、倫理審査、再委託の状況、外国旅行記録などについての実績報告も含まれます。収支簿の提出は3月下旬、最終的な実績報告書の提出は4月下旬を予定しています。

### 4. 成果報告会等での発表

本プログラムの成果報告の一環として、研究代表者等に対して、JSSC が主催する公開または非公開の報告会等での発表や機関誌等への論文掲載を求めることがあります。また、海外への発信として、報告書類の一部の英語表記を依頼することがあるほか、国際自殺対策フォーラム等における英語での発表なども予定しています。追跡調査や成果展開の一環として、委託研究契約終了後に発表等を依頼することがありますので、可能な限りご協力をお願い致します。

### 5. 留意事項等

委託研究課題採択後に、JSSC の指定する各種書類（委託研究報告書等）の提出期限を守らない場合や各種会議に出席しない場合は、採択の取り消し等を行う場合があります。また他の事業で一定期間委託研究費を交付しないことが決定された場合等では、本プログラムにおける採択の取消しを行うことがあります。また、委託研究契約締結後においても、本委託研究費の返還等を求めることがありますので十分にご留意ください。

## Ⅶ. 委託研究の実施にあたって

### 1. 委託研究機関等の責務

#### (1) 委託研究費の執行に関する管理責任

委託研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として各研究機関に執行していただきます。各研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、各研究機関の責任において委託研究費の管理を適正に行ってください。

#### 【参考】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043064.pdf>

#### (2) 体制整備に関する対応義務

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」<sup>\*1</sup>（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」<sup>\*2</sup>（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき遵守し（公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む）、実施されていること等に対して表明保証を行っていただきます。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043064.pdf>

※2 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071398.html>

#### (3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、本プログラムのもとで研究を実施する研究者等（研究代表者、研究分担者、研究協力者）に対し、研究倫理教育に関するプログラムの履修と修了を義務付けています。各研究機関は、研究者に対する研究倫理教育を実施し、研究代表者に対してその履修状況について報告することを義務付けてください。履修する研究倫理教育プログラムの詳細は、「3. 研究倫理に関する教育プログラムの履修」をご参照ください。

なお、JSSCが督促したにもかかわらず、当該研究者等が本プログラムの定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の返還を指示することがあります。各研究機関は、指示に従い委託研究費の執行を停止し、指示があるまで委託研究費の執行を再開しないでください。

#### (4) 利益相反の管理

各研究機関には、研究の公正性、信頼性を確保するため、JSSC「課題研究に係る研究者の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」（平成 29 年 10 月 1 日施行）に基づき、研究者等についてその利

益相反の状態を適切に管理するとともに、JSSC に対し報告を行っていただきます。

本プログラムにおける委託研究課題の実施において、研究代表者及び研究分担者等の利益相反が適切に管理されていないと JSSC が判断した場合、JSSC は当該研究機関に対し、改善の指導又は委託研究費の一部もしくは全部の返還請求を行うことがあります。

#### **(5) 法令・倫理指針等の遵守**

委託研究課題を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、委託研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。遵守すべき関係法令・指針等に違反して研究を実施した場合には、委託研究停止や委託研究契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

また、研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究または調査を含む場合は、人権及び利益の保護の取扱いについて適切な対応を行ってください。各府省が法令等を定めている場合があります、必ず法令や指針に従って研究を遂行させてください。法令や指針については、最新の状況を必ずご確認ください。

なお、関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、実績報告書において報告いただくよう義務付けています。

#### **【参考】**

研究に関する指針について（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

## **2. 研究者等の責務**

### **(1) 応募に際しての説明と手続き**

研究代表者となる研究者等は、応募に際し、自身が研究課題を実施する機関に対して事前に説明して事前承諾を得るなどの手続きを適切に行ってください。

### **(2) 委託研究費の公正かつ適正な執行**

本プログラムの研究活動に参画する研究者等は、委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

## **3. 研究倫理に関する教育プログラムの履修**

### **(1) 研究倫理教育プログラムの履修**

本プログラムに参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するため、研究倫理教育に関するプログラムの履修を修了してください。なお、研究倫理教育の履修を修了していない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究費の執行を停止等することがありますのでご注意ください。倫理教育を受けることが困難である場合は、プログラム事務局へご相談ください。

### **(2) 履修対象の研究倫理教育プログラム**

本プログラムが認定する研究倫理教育プログラムは下記のとおりです。いずれかを履修・修了してください。

・ CITI Japan e-ラーニングによる研究者行動規範教育 <https://edu.citiprogram.jp/>



- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・各研究機関等が上記と内容的に同等と判断した研究倫理に関する履修教材

### (3) 履修対象者

本プログラムにおける委託研究を実施する研究者等（研究代表者、研究分担者、研究協力者等）。

### (4) 履修状況の報告

研究代表者は、研究分担者ならびに研究協力者を含め、本プログラムにおける委託研究に参加する研究者等の研究倫理教育プログラムの履修状況について、プログラム事務局へ報告してください。

## 4. 利益相反の管理

### (1) 対象となる研究課題

本プログラムにおいて実施される全ての研究課題が対象となります。ただし、次のように運用します。

- 1) 研究に直接関係しない事業（基盤整備・人材育成等）は対象外となります。
- 2) 研究開始時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が済んでいない研究機関等については、JSSCの「研究活動における利益相反に関する規則」の適用の例外とします。しかし、これらの研究機関等においても、本プログラムのもとで研究を実施する研究者等の利益相反について規則に定めた方法に基づき適正な管理に努めてください。

### (2) 対象者

本プログラムにおいて研究を実施する研究者等（研究代表者、研究分担者、研究協力者等）。

### (3) 利益相反審査の申出ならびに報告

研究代表者は、研究分担者ならびに研究協力者を含め、本プログラムにおける委託研究に参加する研究者等の利益相反の状況について、プログラム事務局へ報告してください。

## 5. 不正行為・不正使用・不正受給への対応

### (1) 不正行為、不正使用、不正受給について

研究者等ならびに研究機関は、本プログラムのもとで研究課題を実施するにあたり、その原資が公的資金であることを十分に認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。研究機関は、不正行為<sup>※1</sup>、不正使用<sup>※2</sup>または不正受給<sup>※3</sup>（以下、これら3つをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じなければなりません。

※1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為をいいます。具体的には、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意味は、次に定めるところによります。

ア. 捏造（ねつぞう）：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ. 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ. 盗用：他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2 「不正使用」とは、研究者等による、故意または重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

※3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

（注）上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

## （2）不正行為等の報告及び調査への協力等

研究機関に対して本プログラムに関する不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。）があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）に則り、速やかに当該予備調査を開始したことを JSSC に報告してください。当該研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JSSC と協議しなければなりません。

JSSC は必要に応じ、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び当該研究機関に対し、委託研究費の執行停止等を命じることがありますのでご注意ください。また、当該研究機関は、定められた期限内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JSSC に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、当該研究機関は速やかに不正について認定し、JSSC に報告してください。その他、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JSSC へ提出する必要があります。当該研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、JSSC への当該事案に係る資料の提出または JSSC による閲覧、現地調査に応じなければなりませんのでご注意ください。

また、当該研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、JSSC は当該研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行う場合があります。そのほか報告書等に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）をご参照ください。

## （3）不正行為等が確認された場合について

本プログラムのもとで実施されている研究において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）に基づき、当該研究機関及び研究者等に対して以下のような措置を行います。

### 1) 委託研究契約の解除等

本プログラムにおいて不正行為等が認められた場合は、当該研究機関に対して委託研究契約を解除し、委託研究費の一部または全部の返還を求めます。また、次年度以降の委託研究契約を締結しないことがあります。

## 2) 応募及び参加の制限

本プログラムにおいて不正行為等を行った研究者等及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、JSSC の事業への応募及び参加の制限を行います。

表 2 不正行為の場合

不正認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
	3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者		2～3 年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年	

表 3 不正使用・不正受給の場合

研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象事業として採択される場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

(注) 以下の場合には、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知します。

- ・ 1～4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 6 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本プログラムにおいて、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に応募及び参加が制限される場合があります。

### 3) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本プログラム以外の国または独立行政法人等が所掌する原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者等については、その期間中、本プログラムへの応募及び参加資格を制限します。委託研究課題の採択後に、当該研究者の本プログラムへの応募または参加が明らかとなった場合は、採択を取り消すこと等があります。また委託研究契約締結後に、当該研究者の本プログラムへの参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

### 4) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本プログラムに参画している研究者等が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、JSSC に報告する義務があります。

当該報告を受けて、JSSC は、必要と認める場合には委託研究費の執行の一時停止等を指示することがありますのでご留意ください。また、当該研究者の所属機関が上記の報告義務を怠った場合には、委託研究契約の解除等を行う場合があります。

### 5) 不正事案の公表

本プログラムにおいて、上記の措置・制限を実施するときは、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

## 6. 採択後委託研究契約締結までの留意点

### (1) 採択の取消し等について

委託研究課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) JSSC が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- 2) 委託研究に参加する研究者等につき、一定期間応募・参加制限がされた場合
- 3) 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

### (2) 調査対象者・不正行為等の認定を受けた研究者等について

委託研究契約の締結にあたって、研究機関は JSSC に対し、次の 1) から 3) について表明保証していただきますのでご留意ください。

- 1) 研究機関において、委託研究課題の責任者として「研究代表者」またはこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究分担者」またはこれに相当する肩書きを記載された者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったと研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国または独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国または独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと

- 2) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が、委託研究公募申請書における研究代表者及び研究分担者に含まれている場合は、当該対象者について、委託研究契約締結日前までに JSSC に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき JSSC の了解を得ていること
- 3) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

(注) JSSC と委託研究契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（JSSC からみると再委託契約にあたります。この第三者について、以下「再委託先」といいます。）している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち研究協力者（これに相当する肩書きの記載がある者も含む。）についても、表明保証の対象となりますのでご注意ください。

### (3) 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

#### 1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて審査対象からの除外、採択決定の取消し、または経費の削減（以下、「採択決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、速やかに JSSC の本プログラム事務局に報告してください。報告に漏れがあった場合、本プログラムにおける採択決定の取消し等を行うことがあります。

#### 2) 過度の集中に対する措置

本プログラムに対して提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ（以下、本項ではこれらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて採択決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これに準ずる場合

本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに JSSC の本プログラム事務局に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて採択決定の取消し等を行うことがあります。

3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（または採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

委託研究公募申請書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択や採択取消または減額配分とすることがあります。

## VIII. 取得物品の取扱い

### 1. 所有権

大学等<sup>※1</sup>が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、大学等に帰属します。

企業等<sup>※2</sup>の取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上（消費税含む）かつ耐用年数が1年以上のものについてはJSSCに帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究期間終了までの間、委託研究のために無償で使用することができます。当該取得物品については、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JSSCが認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」及び「国の施設等機関等」以外の研究機関、民間団体、NPO法人等を総称したものをいいます。

### 2. 委託研究期間終了後の取得物品の取扱い

委託研究期間終了後、所有権がJSSCに帰属する取得物品のうち有形固定資産については、企業等に対しては、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。ただし、いずれも、JSSCが当該取得物品を使用、または処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください（転売して利益を得ること等は認められません）。

## Ⅸ. 照会先

本件に関するお問い合わせは、革新的自殺研究推進プログラム事務局へお願い致します。また、情報の更新等がある場合は、本プログラムのウェブサイトに掲載いたしますので、あわせてご覧ください。

### 《問合せ先》

革新的自殺研究推進プログラム事務局

E-mail : irpsc★ncnp.go.jp

※★を@に変えてください。